

地方独立行政法人への移行に向けた市民説明会

1. 地方独立行政法人への移行方針の決定について

名張市立病院は、平成9年の開院から約27年間にわたり、名張市・伊賀市の地域医療において中核的な役割を担ってきました。近年は、医業収支の悪化、受診患者の減少、医師不足が大きな課題となっており、これまで「市立病院改革プラン」などを策定し、経営が安定するよう改革に取り組んできましたが、厳しい状況が続いています。

令和5年2月には、市立病院在り方検討委員会から「経営形態を地方独立行政法人とすべき」と答申を受けたことを踏まえ、経営形態の見直しを行った病院の調査、移行した場合の財政シミュレーションなどを約1年かけて行いました。また、その間に実施した市民説明会や、令和5年12月に策定した「市立病院経営強化プラン」に対するパブリックコメントでは、市民の方からの意見もいただきました。

先行事例の調査や財政シミュレーションにより、地方独立行政法人への見直しで「経営の自主性・迅速性」、「職員の意識改革」、「医師の確保」の3要素の改善が最も期待できることと、移行に際して財政面の支障がないことが確認できたことに加え、昨年12月に市議会から提出いただいた中間報告では、「地方独立行政法人への見直しが最適」とされました。

以上を踏まえ、これからも地域医療における役割を果たし存続していくため、市立病院が抱える課題解決に有効と判断し、経営形態を地方独立行政法人とすることを決定しました。

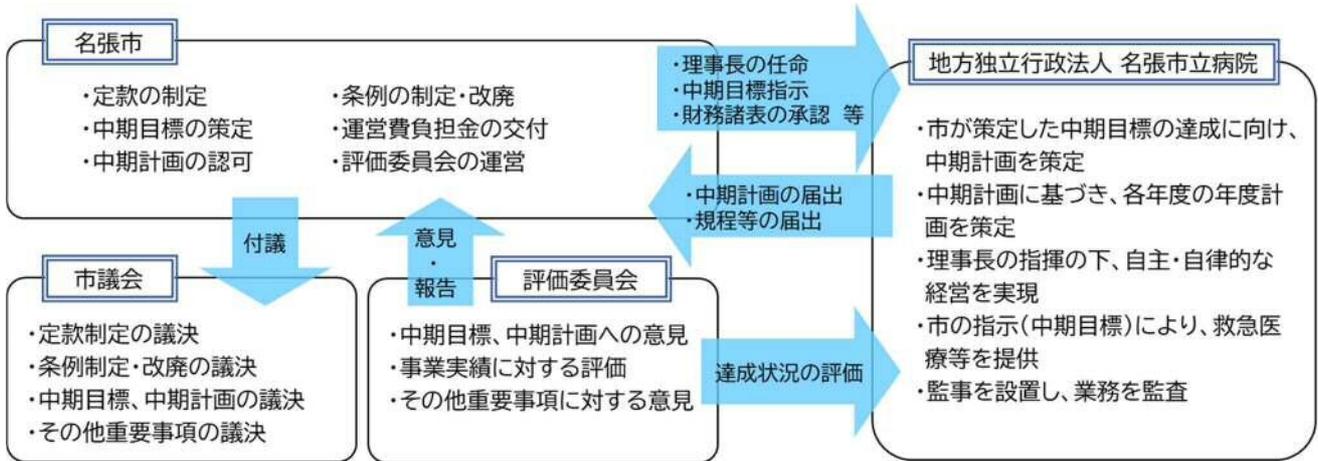
令和7年10月から「地方独立行政法人名張市立病院」として運営を開始するため、移行に向けた準備を行っていきます。

<検討の経緯>

平成28年2月	市議会から経営形態の検討を含む「財政改革に関する意見」が出される
令和3年8月	市議会から民間活力の積極的な導入を含む「市立病院の経営に関する提言」
令和4年1月	名張市立病院在り方検討委員会を設置
令和5年2月	在り方検討委員会より「経営形態を地方独立行政法人とすべき」との答申
令和5年5月	市内3か所で市民説明会・意見交換会を開催
令和5年6月	経営形態の見直しのため、先行事例の研究及び財政シミュレーションを開始
令和5年9月	市立病院経営強化プランのパブリックコメント募集
令和5年12月	市立病院経営強化プラン策定(令和5年度中に方針を決定する旨を記載)
令和5年12月	市議会から地方独立行政法人への見直しが最適とする中間報告が提出
令和6年1月	地方独立行政法人へ移行する方針を表明

2. 地方独立行政法人について

地方独立行政法人は、民間企業では実施が難しい公共的な事業を効率的、効果的に行うために、名張市が出資して設立する法人です。名張市は、市議会の議決を経て目標を定めて法人に指示し、法人は目標達成に向け運営します。



3. 地方独立行政法人の概要

(1) 地方独立行政法人の理念(地方独立行政法人法第3条より)

公共性	地方独立行政法人は、事業が住民の生活等の公共上の見地から確実に実施される必要があることに鑑み、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。
透明性	地方独立行政法人は、業務の内容を公表すること等を通じて、組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。
自主性	地方独立行政法人の事業が適切に行われるよう、地方独立行政法人の業務運営の自主性は、十分配慮されなければならない。

(2) 地方独立行政法人の特色

目標管理制度	市が法人の中期目標を示した上で、法人が中期目標に沿った中期計画を作成し、各部門がそれぞれ目標を立てて業務を行う。
実績評価制度	法人は業務実績を市に報告するため、学識経験者で組織される評価委員会の評価を受ける必要がある。また、定期的に監事による監査を受ける必要がある。
職員の評価	法人の経営実績や職員の業績を反映した給与制度・手当の仕組みを設けることが可能となる。
財務運用の弾力化	地方独立行政法人会計規則に基づき、経営努力で生じた毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充当が可能となる。
積極的な情報公開	運営の透明性の向上のため、中期目標及び計画、財務諸表、業務実績、給与の支給基準等はインターネットを活用して積極的に公開する。

(3)現在の経営形態との比較(制度面)

		現在の経営形態	地方独立行政法人
基本的事項	組織	・市の組織の一部	・市が設立する法人
	経営責任者	・市長	・市長が任命する理事長
	経営の目標評価	・法令上の義務はない ・経営強化プランによる目標設定	・市が中期目標(4～5年)を作成 ・法人が中期計画・年度計画を作成 ・目標と計画を評価委員会が評価 ・当面は経営強化プランも継続
医療	患者負担	・診療報酬制度に基づく ・個室料や文書料は条例で定める	・診療報酬制度に基づく ・個室料や文書料は規程で定める
	救急・小児等の不採算部門	・市の政策として実施	・市の指示(中期目標)を受けて実施
人事・給与	職員の身分	・地方公務員	・法人職員
	定数管理	・条例で定める ・採用は市の人事研修室と調整必要	・中期計画の範囲で法人が定める ・採用は法人の裁量で可能
	職員給与、福利厚生	・条例で定める	・法人規程で定める(市への届出が必要)
	労働者の権利	・地方公務員法の適用を受ける 団結権○、団体交渉権△、争議権×	・労働基準法の適用を受ける 団結権○、団体交渉権○、争議権○
財政	予算執行・契約	・地方自治法の適用あり ・予算単年度主義	・地方自治法の適用なし ・法人規程で定める
	市の負担	・地方公営企業法に基づく一般会計繰入金	・地方独立行政法人法に基づく運営費負担金、運営費交付金
	資金調達	・病院で企業債の発行が可能	・市が企業債を発行し、病院に貸し付ける

4. 地方独立行政法人化に係る Q&A

	質問	回答
Q1	なぜ地方独立行政法人へ移行するのですか	地方独立行政法人の特性を生かし、これまでできなかった経営改善の実現や、より柔軟な規程による業務効率化を図ります。
Q2	地方独立行政法人になると公立病院ではなくなるのですか	地方独立行政法人は、民間では実施が難しい事業を効率的に行うため、市が出資して設立する法人です。そのため、市立病院もこれまでどおり公立病院として運営されます。
Q3	独法化すれば赤字は解消するのでしょうか。	地方独立行政法人化で自動的に経営が改善するわけではありません。制度の利点を最大限に活用することにより、経営改善が可能になると考えています。
Q4	赤字解消のため不採算医療をやめてしまうことはありませんか。	市立病院は、救急医療や小児医療等のいわゆる不採算医療も実施していますが、この役割は独法化によって変わるものではありません。市は中期目標によって業務内容を法人に指示するとともに、「運営費負担金」として財政支援を継続し、公立病院として引き続き市民の皆さんが必要とする医療を提供していきます。
Q5	経営が悪化して継続困難になった場合、病院の廃止はありますか	市立病院は市民の健康を継続的に守っていく使命があり、病院の廃止は考えていません。独法化後も市は引き続き経営に関与し、経営が悪化しないようチェックします。なお、病院の廃止は市や議会の決定が必要であり、法人の独断で廃止されることはありません。
Q6	患者(市民)にとってどのようなメリットがありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人は、予算や人事など市の制約がなくなり、現場サイドでの弾力的な運営が可能となります。患者さんの意見の反映や医療体制の整備が迅速かつ効率的に可能になりますので、今まで以上に質の高いきめ細かなサービスが可能となります。 ・病院運営の情報は、積極的に公開することが義務づけられていることから、市民に分かりやすい透明性のある病院運営が行われます。
Q7	患者(市民)にとってどのようなデメリットがありますか	地方独立行政法人化は、病院の医療機能を高め、最善の医療を提供していくことを目的に行うものであり、地方独立行政法人化によって医療サービスが低下することはありません。医療費についても、保険医療機関のため患者負担が増えることはありません。
Q8	職員の給与や福利厚生はどうなりますか	法人の設立日時時点で勤務している職員は、自動的に法人職員となります。給与は法人規定で定めることとなりますが、退職手当算定期間の引継ぎや、地方公務員等共済組合法や地方公務員災害補償法の適用は維持されます。法人職員となったとしても、身分が不安定になり解雇等が簡単に行われるというのではなく、労働基準法等で雇用条件は守られます。
Q9	地方独立行政法人の経営陣(理事会)はどのような構成になりますか	現・桑名市総合医療センターの登内病院長(令和6年4月から当院顧問に就任予定)が法人の理事長となり、院長、副院長、看護部長、事務局長の中から理事が任命される予定です。

5. 今後の市立病院の運営について

【理事長(候補者)について】

地方独立行政法人への移行後は、病院の経営責任者は市長から理事長に代わります。市長が理事長を任命し、理事長が任命する理事で組織する理事会により、病院の意思決定を行うこととなります。

新たに設立する法人の理事長として、現桑名市総合医療センター病院長の登内仁(とのうち ひとし)氏の任命を予定しており、地方独立行政法人のメリットを最大限に生かした病院運営に尽力いただきます。具体的な役割としては、医師派遣元の大学病院等との交渉や地域の開業医との連携を行い、組織の長としてリーダーシップを発揮してスタッフが働きやすい職場風土づくりに努めます。

<登内氏の来歴>

平成19年～29年	三重県立総合医療センター（退任時の肩書は副院長）
平成29年4月	桑名西医療センター 副病院長
令和3年4月	桑名市総合医療センター 病院長
令和6年4月	名張市立病院 顧問(予定)
令和7年10月	地方独立行政法人名張市立病院 理事長(予定)

登内氏は、三重県立総合医療センター(平成24年に地方独立行政法人化)、桑名市総合医療センター(平成21年に地方独立行政法人化)の経営に参画した経験を生かし、医療の質の向上と地域医療の充実を目指し、現場のアイデアを積極的に取り入れた病院運営を行ってきた実績があります。

自らも一般外科、消化器外科の専門医であり、日本外科学会認定外科専門医・指導医、日本消化器外科学会認定消化器外科専門医・指導医等の資格を持っているほか、三重大学客員教授として医学教育や研究に貢献されています。

【非常勤顧問について】

また、本年2月からは、現・桑名市総合医療センター理事長の竹田寛(たけだ かん)氏を非常勤顧問として任用し、名張市立病院職員を対象とした説明会への参加や、組織及び診療体制の構築を補佐する役割を担い、法人化後も登内理事長と共に名張市立病院の経営改善に協力いただく予定です。

<竹田氏の来歴>

平成9年	三重大学医学部附属病院 放射線科 教授
平成21年	三重大学医学部附属病院 病院長
平成25年	桑名市総合医療センター 理事長
令和4年	名張市立病院在り方検討委員会 委員長(兼職)

竹田氏は、三重大学の法人化を経験し、桑名市総合医療センターでは法人化後の民間病院との合併を指揮され、地方独立行政法人のメリットを生かし、大学病院との連携強化、医師及び看護師の確保、職員の意識改革を実現されました。